

特別児童扶養手当

支給額八月分から引上げ

所得制限は五月から改正

特別児童扶養手当は、二十歳未満のからだの不自由なお子さんをお持ちのかたを対象に、国が支給するものです。

手当の対象は、一級または二級の重い障害に該当するかたで、現在一級障害で月額二万三百円、二級障害で月額一万三千五百円が支給されています。

給されていますが、ことしの八月分からさらに手当額の引上げが予定されています。

八月分の手当額の引上げ予定に先だって、五月分から特別児童扶養手当の所得による支給制限が、改正されました。



所得税の予定納

税額減額申請は

7月15日まで

本年6月30日現在で、所得に対する税金として見積った額が、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、7月15日までに減額申請をすることが出来ます。

第一期納付は

7月1日～8月1日

廃業、休業、転業、災害、その他の原因などで、予定していた所得よりも少なくなると考えられるかたは、はやめに申請手続きをしてください。

予定納税額の第一期分の納付は、七月一日から八月一日までとなっています。忘れずに納付しましょう。

納付は、振替納税制度を利用すると便利です。希望するかたは、税務署か金融機関の窓口で御相談ください。

くわしい問合せは、東金税務署 (☎04755(2)3121)まで。

これは、からだの不自由なお子さんをお持ちの養育者の所得が一定額以上であるときは、児童扶養手当の支給対象にはなりません。改正された所得制限の限度額は

| 区 分 | 年間収入額 |
|--------------|----------------------------|
| 扶養家族が一人だけのとき | 三、五五〇、〇〇〇円 (三、六五〇、〇〇〇円) |
| 親子三人世帯の例 | 三、八七五、〇〇〇円 (三、九七五、〇〇〇円) |
| 親子四人世帯の例 | 四、二〇〇、〇〇〇円 (四、三〇〇、〇〇〇円) |

() 内は、特別障害者控除の適用を受けている場合の収入額

次のとおりです。

改正された所得制限によって手当が受けられるかどうか、その他手当支給についてのご相談は、役場福祉保健課にお問合わせください。

ガス事故をなくそう

90%は消費者の不注意

最近、当町内でもガスもれによる爆発事故が起き、ケガ人が出ていますが、ガス事故の90%は消費者の不注意が原因です。

- 事故のほとんどは
- コックの閉め忘れ(閉めたつもり)
- 着火の不確認(つけたつもり)
- 立ち消え(煮こぼれ、吹き消え)が原因です。

このようなガス事故を未然に防ぐため、通産省では「ガス漏れ警報器」の設置を進めています。

「千葉県民だより」発行

「千葉県民だより」発行

県では、県政と県民を結ぶための広報紙として「千葉県民だより」を発行することになりました。

県政の方向、県勢の現状をやさしく県民に知らせ、県政と県民および県民相互の理解と郷土意識をもちあげることを目的として、本年度は四回(7、9、11、2月の各月の上旬)発行されます。

配布の方法は、新聞折込でありませんので、新聞を購読されていないかたは、役場企画課広報係まで申し出てください。

たばこは町の貴重な財源

愛煙家のみなさん。 たばこ1箱(20本入り)を町内で買うと、どのくらい町の収入になるかご存じですか。52年度から、たばこの課税標準額(1本に対する課税標準額)が6円70銭(前年度4円67銭)に上げられました。

これにより 税額を計算すると

$$6.70円 \times 0.181 \times 20本 = 24円$$

(課税標準額) (税率) (1箱)

となります。

たばこの消費税は、町の貴重な財源で、学校建設、道路工事など町の運営資金として、幅広く使われています。

明るく、豊かで、より住みよい町づくりに、たばこは町内で買いましょう。